

一ヶ月以後ニ於テ再解雇ノ際ハ解雇手当ハ前取戻ヲ
承認ス

上ノ各取戻案ヲ提出シ本案ニ付シ總同盟ヨリ抗議シ又
ハ會社ニ妨害スルカ如キ場合ハ若シ組合ハ責任ヲハテ
同盟ト交渉シ會社ニ迷惑ヲ與ケザレバント附言セ
ルニ會社ヨリ代表者ハ大休之レヲ承認スルモ重大ナル
尚願ニ付重役會ヲ消キ取戻ノ上田答スルコト、ナリ
更ニ右各取戻案ニ付キ打合セシ結果次第案ヲ作成シ本
會合ノ出席重役ハ重役會ニ於テ本案ヲ極力支持スル
コトヲ約シテ散會セリ

解 決 案

一 一ヶ月以上一時復職セシムルコト

二 人送上多少ノ変動ハ之ヲ承認スルコト

三 手当ハ現在ノ取戻通り

四 團體交渉權ヲ認ムルコト

五 今後會社ハ尚願アル毎ニ組合本部並ニ川崎支部
ニ通知スルコト

六 明日迄之レが尚願ヲ局外者ニ發表セザルコト

次デ八日會社側ニ於テハ重役會ヲ消キ右解本案ヲ承
認スルコト、ナリ一方總聯合側代表者高山久藏外ハ
右ハ約ニ依リ午後五時本社ニ出頭シタルヲ次テ前日
會見セル板村支那人外ニ名ト會見支那人ヨリ解本案
ハ重役會ニ於テ承認スルコト、ナリタル旨ヲ告ゲ更